

# 災害時における避難行動要支援者の避難支援について

## 避難支援の希望調査書について

この文書は、東広島市避難行動要支援者避難支援制度による次の①～⑤の要件のいずれかに該当する方々（避難行動要支援者）へ、避難情報が発令された時に避難支援を希望されるかどうかを調査する目的で送付しています。

- ①75歳以上の一人暮らしの方
- ②介護保険の要介護4以上の認定を受けている方
- ③身体障害者手帳1～2級をお持ちの方
- ④療育手帳④またはAをお持ちの方
- ⑤精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

※①～⑤以外にも心身の状態に応じ、避難支援が必要と判断される方も対象となります。

別紙【希望調査書】に、災害時の避難支援を「希望する」か「希望しない」のいずれかに○をしていただいた上で、返送してください。

「希望する」と回答された場合は、避難支援を行うための「個別計画」を作成するため、避難支援等関係者があなたの自宅を訪問します。

※避難支援等関係者とは

隣近所の方（自治会の方や住民自治協議会の方）、民生委員児童委員、自主防災組織、消防関係機関、東広島警察署、東広島市社会福祉協議会です。

**※避難支援を希望しない場合も必ず返信してください。**

**提出期限：令和6年1月19日（金）締切**

## Q 東広島市避難行動要支援者避難支援制度とは？

災害が発生した時に、一人暮らしの高齢者や障害のある方など、自力で避難することが難しい方々（避難行動要支援者）に対して、避難支援等関係者が、避難を助ける仕組みです。なお、この仕組みは、地域の協力による避難体制であり、避難支援等関係者が災害発生時にできる範囲で活動するもので、必ず支援に来てくれるものではありません。



## Q 地域へ共有される情報は？

・氏名 ・性別 ・生年月日 ・電話番号 ・住所 ・緊急連絡先 ・住まいでの状況  
・介護に関する情報(要介護度) ・障害の状況に関する情報 ・かかりつけ医療機関  
(※実態調査書の内容が共有されます。)

## Q 個人情報の取り扱いは？

提出された実態調査書の個人情報については、避難支援等関係者に共有されます。

## Q その他よくある質問

### Q 「希望しない」ので、希望調査書は返信しなくてもいいですか？

返信のない場合は、希望の意向の確認ができないため、今後も希望調査書を送付することになります。避難支援を希望しない場合も必ず返信してください。

### Q 「希望しない」と回答しましたが、今後、支援を受けたい時には、どうすればいいですか？

状況の変化により、避難支援を希望される場合は、その時点でご連絡ください。

### Q この調査で「希望する」と回答したら、必ず助けてもらえますか？

災害時には、避難支援等関係者が被災する場合もあり、必ず助けに来てもらえるとは限りませんが、事前に支援してほしいことが分かっているほうが、速やかで適切な支援につながります。

### Q 施設入所者および長期入院者は避難支援の対象となりますか？

施設入所者、長期入院者は避難支援の対象とはなりません。

### Q 避難情報が発令された時、どのような人が避難しなければならないですか？

土砂災害や洪水等の危険区域に指定されている場所や過去に災害にあったことがある場所にお住まいの方々は、避難する必要があります。普段からハザードマップで確認しておきましょう。

また、自力で避難ができる人は、自ら考え、命を守るために、防災行動を時系列的に整理する、マイ・タイムライン（別紙「マイ・タイムラインについて」参照）を作成し、避難行動の一助としてください。（避難行動要支援者の方にも有効です。）

不明な場合は、危機管理課にお問い合わせください。

### 【問合せ先】

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 東広島市役所

避難行動要支援者 避難支援制度全般	健康福祉部 地域共生推進課	(082)420-0932
障害者支援担当	健康福祉部 障害福祉課	(082)420-0180
高齢者支援担当	健康福祉部 地域包括ケア推進課	(082)420-0984
要介護者支援担当	健康福祉部 介護保険課	(082)420-0937
災害対策担当	総務部 危機管理課	(082)420-0400